

岩手県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第8号

岩手県附属機関条例の一部を改正する条例

岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第8（第2条、第3条関係）					別表第8（第2条、第3条関係）				
農林水産関係附属機関					農林水産関係附属機関				
名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期	名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
[略]					[略]				
4	[略]				4	[略]			
					5	岩手県 環境保全 型農業直 接支払制 度推進委 員会	5人	(1) 学識 経験者 (2) 報道 機関の役 職員 (3) 消費 者を代表 する者 (4) 前3 号に掲げ る者のほ か、制度 に関し優 れた識見 を有する	3年
						知事の諮問に応じ、環境 保全型農業直接支払制度 (農業の有する多面的機 能の発揮の促進に関する 法律第9条の規定に基づ く費用の補助（同法第3 条第3項第3号に掲げる 事業の実施に係るものに 限る。）をいう。以下こ の項において「制度」と いう。）の実施状況の評 価その他制度に関し必要 な事項について調査審議 すること。			

